

跡見学園女子大学花蹊記念資料館・学芸員課程紀要執筆細則

- 第1条 原稿枚数は、和文の場合400字詰原稿用紙に換算して10～20枚、欧文の場合ダブルスペースでタイプして10枚程度とする。
- 第2条 原稿の体裁は、資料館が別に定める原稿執筆要領に準ずる。
- 第3条 図版・写真・表などの挿入箇所は、原稿の中に明示する。
- 第4条 校正は、原則として再校までを執筆者が行い、3校以後は資料館が行うものとする。
- 第5条 投稿された原稿は査読の有無にかかわらず、不正行為防止の観点から、花蹊記念資料館運営委員会より選出された委員がチェックすることとする。
- 第6条 この細則の改廃は、花蹊記念資料館運営委員会の議を経て、花蹊記念資料館長がこれを行う。
- 附 則 この細則は、令和5年4月1日より施行する。